季刊
土地連会報

発行所
沖縄市町村
軍用地地主会連合会
那覇市久米2丁目7番地の2
発行人　砂川直義
電話　(68)—6270

査定額を増額修正せよ

復帰後の軍用地料

防衛施設庁案を地主に提示、説明する施設庁職員＝コザ市で

地主が施設庁案に不満示す
施設区域外は大半が合意か

軍用地料など復帰後の新しい賃貸料は、総わくにして百八十九億八百万円と決まりました。内訳は施設区域（防衛庁が米軍基地、自衛隊用地として借賃するもの）が百六十五億三千四百万円、那覇空港（運輸省）が三億三百万円、道路（建設省）が八億七千百万円、非細分土地（所轄の省庁は未定）八億四千五百万円それに復帰後、沖縄県に移管される水道施設が四千七百万円、電力施設（沖縄電力株式会社）が三億八百万円となっています。これらのうち、地主の関心の最も強いのは規模の大きい施設区域（基地）の具体的軍用地料の内容ですが、防衛施設庁（防衛庁の外局）では、百六十五億三千四百万円の予算わく内で算定した施設別・市町村別「地料」案を各市町村の地主に示し、同意を得て、遅くとも四月いっぱいには、契約の予約を取りつけたい考えです。しかし、同庁が提示した地料案は、地主・土地連要求とかなり相違する点がありますので、地主の多くから強い不満と提示額の増額修正が出ており、契約締結は難行が予想されます。（二面掲載の施設別賃貸料比較表参照）

「土地連が、本土自民党と合意決定した復帰後の地料総わくは二百十五億円のはずだが、どうして百八十九億八百万円になっているのか」疑問をもつ地主もあると思われますが、それは次のような事情によるためです。

確かに、土地連が了承した地料総わくは二百十五億円です。しかし、この額は昭和四十七年四月一日から四十八年三月三十一日（本土政府会計年度）までの満一カ年を賃貸契約期間としてはじき出した数字ですから、復帰が五月十五日に延びたとなれば、四月一日から五月十五日までの日数四十四日分の地料額は、差し引かなければならないのです。つまり、合意額二百十五億円から四十四日分の賃貸料を差し引いたのが百八十九億八百万円というわけです。

では、防衛庁が賃借するもの、建設省が使用するものなどそれぞれについてどういう内容になっているか検討してみましょう。

まず、防衛庁関係ですが、同庁の「賃貸料」総額は百六十五億三千四百万円（百八十九億の八七%を占める）です。しかし、この額は、そのまま純然たる賃貸料となるものではありません。このうち純賃貸料は百三十億三千四百万円(百八十九億の六八%)だけで、残りの三十五億は「見舞金」として使われるものなのです。見舞金の性格内容について施設庁は、はっきりしたことをいっていませんが「地主の土地契約協力にむくいる」（谷口沖縄北方対策庁沖縄事務局次長）ためであり、政策的に使用される性格の強いカネと見られています。

同庁沖縄事務所が、三月三日から十七日まで、各市町村で行なった提示額説明会で明らかにしたところによりますと、①見舞金の支払い方法はまだ決定していないが支払い対象となるのは契約地主だけではなく、拒否する地主も対象になるのではないか、②しかし支払い額では双方に差違が出てくるかも知れない、③見舞金は向う三年間に限って支払うものである…としています。

これに対し地主側からは「われわれが要求したのは純然たる賃貸料だけであり、見舞金は賃貸料に含めて安い査定賃貸料単価を増額せよ」との意見が多いようです。

また、見舞金は向う三カ年間に限って支払われるもので、政策的に使われる可能性が非常に強いことも関係者から不評をかっています。

このように防衛庁関係地料は、地主・土地連が賃貸料一本で要求したのに対し二つに区分けしているものですから、防衛庁の賃貸料総額は百三十億三千四百万円にしかならず、施設（基地）別の賃貸料単価もこのわく内でしか算出しませんから、同庁査定単価は、当然のことながら土地連要求単価より低くなるわけです。三月三日から十七日まで各市町村で開かれた施設庁の賃貸料説明会でも、地主要求が一方的に押えられていると して「施設庁査定額を増額修正しなければ契約に応じられない」との強い態度を示す地主会が目立ちました。

また、土地の評価にも違いがでています。例えば、読谷村の場合でいいますと読谷村地主会・土地連は、同村内にあるトリイ通信施設読谷飛行場など八施設の総面積の五〇%余に当る三百五十万余坪を準宅地として算定、要求していますが、防衛施設庁はこの地主要求を適正とせず、その多くを農地としか評価していないのです。

このように、施設庁査定は、多くの地主から不満をかっており、同庁査定が増額修正されない限り「契約の締結」は困難のようです。

那覇空港、道路など施設区域外の地料については、その予算額（各省査定額）においてはまだ地主の合意を得るまでにはいっていませんが、これらの土地は米軍や自衛隊が直接使う土地でないため貸すことを拒否する地主は、糸満市豊屋武部落以外にはいまのところみられず、契約も割り合いスムーズに行なわれるものと見られます。

与儀貯油施設など解放
那覇空港などは政府使用へ
基地リストC表

米民政府は三月十四日、石川ビーチ、那覇第二貯油施設など七カ所の基地を五月五日から解放すると発表しました。これらの基地は、沖縄返還協定といっしょに了解覚書として日米調印されました「基地リスト」で「復帰までに返還される基地」（C表）として示されていたものです。C表の中まだ解放予告のないのは、ホワイト・ビーチ地区、那覇空港、三和NDB施設（糸満）、那覇空軍、海軍補助施設、那覇ホイール地区、渡嘉敷陸軍補助施設、宮古島ロランA送信所の八カ所ですがこれらの施設は、復帰後、自衛隊や運輸省、海上保安庁などが使用する予定といわれますから、実質的に地主の手に返されるのはこれで全部ということができます。また、こんどの解放予告で、基地リストからもれていたバクナー中将記念碑も含まれています。

沖縄の米軍基地は布令二〇号（賃借権について）に基づいて賃借使用されていますから、賃借権の終了、つまり解放も同布令によるわけですが、これまでの解放予告には、コザ憲兵隊詰所のように布令二〇号と関係のない軍用地でないものまで、他の米軍基地と同じ扱いをし、〃解放〃するとしています。これは、米軍と地主個人や市町村当局との直接契約ですから賃貸契約期限が切れれば、米軍が〃解放〃などしなくても地主・所有権者に返って・くるもの なのです。

同詰所と同じ性格の土地は、復帰までに返還される土地の中にまだありますが、復帰後も引き続き米軍が使用する基地の中にも七カ所あり、問題となっています。

七一年七月一日から行なわれたC表基地の解放状況は次の通りです。（太字は布令二〇号によらないもの）

五月十五日の解放

▽**バクナー中将記念碑**（四百坪、糸満市）▽羽地陸軍補助施設、同施設への連絡道路（八万三千九百坪、名護市）▽本部採石場（十一万三千六百坪）▽那覇第二貯油施設（五万九千二百三十六坪、那覇市）▽牧港補給地区（五百六十四坪、浦添市）▽石川ビーチ（一万五千九百坪、石川市）

五月一日の解放

▽久場サイト（二千五百坪、中城、北中城村）

四月十九日の解放

▽嘉手納第四サイト（一万四千四百坪、恩納村）▽大木サイト（一万六千三百坪、読谷村）▽赤道サイト（二千百坪、具志川市、美里村）▽泡瀬防空待避所（九千七百坪、美里村）▽楚辺方向探知西サイト（七千坪、読谷村）▽**コザ憲兵隊詰所**（三十三坪、コザ市）

七一年九月一日までに解放ずみのもの

▽奥訓練場（一千百七十七万三千三百坪、国頭村）▽**瀬嵩第二訓練場**（一万九千三百坪、名護市）▽本部補助飛行場（五十五万一千五百坪、本部町）▽キャンプ・シュワーブ訓練場（三十一万五千五百坪、金武村、名護市）▽キャンプ・ハンセン（十一万八千二百坪、金武、宜野座、恩納村）▽キャンプ・ハンセン訓練場（五万三千六百坪、金武村）▽東恩納弾薬庫（二十八万六千六百坪、石川市、美里村）▽キャンプ・コートニー（十二万百坪）具志川市）▽キャンプ・シールズ（十八万二千九百坪、美里村、コザ市）▽キャンプ・ヘーグ（二万六千二百坪美里村）▽キャンプ久場崎（一万五千四百坪、中城村）▽与座岳通信施設（二万一千九百坪、糸満市）▽久米島航空通信施設（二万三千四百坪、具志川、仲里村）▽宮古島航空通信施設（二万九千五百坪、平良市、上野村）

五月十五日から地主の手に返される石川ビーチ

軍用地料に損失補償
——通貨確認もれ——

軍用地料、訴願のための保留地料円切り上げから派生した未払いなどの損失（差損）分は、補償されることになりました。これは、土地連の要請が認められたもので補償額四十四万七千ドルは、四十七年度本土政府予算に計上されており、支払いを持つだけです。

差損補償の対象となるのは、昨年十月八日に行なわれた通貨確認時に未払いとなっていた七二年度分の軍用地料、それに嘉手納、北谷、コザ、美里三市村の賃貸料増額要求訴願のための受領保留地料です。

基地問題プロジェクトチーム設置
防衛庁が整理縮小で計画

防衛庁は、復帰後の沖縄基地を含めた在日米軍基地の整理縮小を図るため、同庁内に「基地問題プロジェクト・チーム」を設置する計画を進めています。

いまのところ、プロジェクト・チーム組織の具体案は出されていませんが、組織は防衛長官の下に置き、チーム構成は防衛長官をキャップに防衛庁、施設庁の基地問題のベテラン部員を配置する考えのようです。

具体的な基地の整理縮小に当っては、地元、周辺住民の意向を配慮した上で対米交渉を行なう方針ですが、特に復帰後の沖縄については、牧港住宅地区など解放要望の強い基地二十三カ所を当面の整理縮小案として米国に提示、整理縮小していきたい考えです。

ところで、同庁によりますと、現在の在日米軍基地は百七カ所約二億九百万平方メートルですが、復帰後米軍に再提供する沖縄基地八十八カ所約二億九千万平方メートルを入れるとその合計は百九十五カ所約五億平方メートルになるといいます。

電話増設のお知らせ
土地連

土地連はこのほど次の番号の電話を増設しました。どうぞご活用下さい。

▼(68)〇六四一　▼(68)〇六四三
▼(68)六二七六

現行地料、要求地料、施設庁査定地料

単価の比較表

注
① この表の額は坪当り年間賃貸料の単価です。成設庁査定の単価からは、地料支払いの際44日分が差し引かれます。
② 土地連合要求賃貸料の算定基本要領については本紙第４号６面を参照下さい。

施設名	所在地	現行賃貸料(円) 最高	現行賃貸料(円) 最低	要求賃貸料(円) 宅地	要求賃貸料(円) 準宅地	要求賃貸料(円) 田	要求賃貸料(円) 畑	要求賃貸料(円) 山林、原野	第一次防衛施設庁査定(提示)賃貸料(円) 宅地	第一次防衛施設庁査定(提示)賃貸料(円) 準宅地	第一次防衛施設庁査定(提示)賃貸料(円) 農地(田畑)	第一次防衛施設庁査定(提示)賃貸料(円) 山林原野
北部訓練場	国頭	10.8						32.4				11
奥間レストセンター	国頭	133.2	14.4	201.6	158.4				198		125	76
伊江島補助飛行場	伊江	158.4	10.8	244.8			90	68.4	171		89	42
八重岳通信所	本部、名護	133.2	10.8	234.		136.8	90	①36②43.2	152		72	20
慶佐次通信所	東	90.	7.2			108	64.8	28.8			99	19
キャンプ・シュワーブ	①宜野座②名護(旧久志)	136.8	8.28	2378.		2129.6	2 93.6	①50.4②43.2	②152		②田122	24
											②畑 72	
辺野古弾薬庫	名護(旧久志村)	61.2	8.28			2136.8	97.2	43.2			92	33
キャンプ・ハンセン	①宜野座②名護③恩納④金武	216.	9.36	①②378④655.2	④522	①129.6	①③93.6	①50.4②43.2	①②④495	④333	①②④田	25
				378	93.6	② 93.6		③36④36			122	
											①②④畑	
											72	
恩納通信所	恩納	176.4	9.36	378	302.4			39.6	241		161	76
キャンプ・ハーディー	恩納	158.4	14.4	378	302.4				214		田 122	69
											畑 82	
恩納サイト	①恩納②金武	61.2	9.3			①133.2	①93.6	①②36			①102	31
キンバル訓練場	金武	169.2	8.28	378			93.6	39.6	224		畑 82	31
屋嘉レスト・センター	金武	252.	8.28	936	748.8				671		田 122	76
											畑 82	
金武レッド・ビーチ訓練場	①恩納②金武	802.8	8.28	①378②803		133.2	86.6	39.6	①②261②803		198	
金武ブルー・ビーチ訓練場	金武	97.2	14.4			129.6	93.6	39.6			田 122	31
											畑 82	
ボーロー・ポイント射撃場	読谷	349.2	10.8	532.8	417.6			57.6	396		155	99
知花サイト	①恩納②コザ	18.	9.36					①36				46
石川陸軍補助施設	石川、具志川	316.8	10.8	471.6	374.4			②97.2	393		271	99
読谷陸軍補助施設	読谷	446.4	10.8	532.8	417.6				396	267		
楚辺通信所	読谷	349.2	18	532.8	417.6				459		214	99
読谷補助飛行場	読谷	349.2	10.8	532.8	417.6				512		300	99
大顧桟橋	具志川	349.2	10.8	921.6	403.2						102	99
キャンプ・コートニー	具志川	349.2	10.8	921.6	403.2				565		307	99
大顧通信所	具志川	349.2	10.8	921.6	734.4				1,018	555		
キャンプ・マクトリアス	具志川	394.2	10.8	921.6	403.2				919		249	99
キャンプ・シールズ	①美里②コザ	320.4	10.8	①723.6	①576			①54②57.6	①528		①161	99
キャンプ・ヘーブ	美里、具志川	320.4	10.8	723.6	576				661	376		
平良川通信所	具志川	349.2	10.8	921.6	734.4				866		436	99
波平陸軍補助施設	読谷	82.8	25.2		417.6					261		
トリイ通信施設	読谷	349.2	10.8	532.8	417.6				456		142	99
嘉手納飛行場	①嘉手納②北谷③コザ④美里	532.8	10.8	1,173.6②1,267	936②1,015				1,067	472		
嘉手納住宅地区	読谷	349.2	10.8	532.8	417.6				446	304		
砂辺陸軍補助施設	北谷	460.8	14.4	1,267.2	1,015.2				664	519		
カシン陸軍補助施設	北谷	460.8	14.4	1,267.2	1,015.2				687	538		
コザ通信所	コザ	532.8	64.8	1,479	1,180				1,160	915		
キャンプ・桑江	北谷	460.8	10.8	1,267.2	1,015.2				1,057	750		
キャンプ・瑞慶覧	①コザ②北谷③北中城④宜野湾	532.8	10.8	②④1,267.2	②④1,015.2				988	690		
				①③1,173.6	①③936							
瑞慶覧通信所	①北谷②コザ	460.8	10.8	①1,267.2	①1,015.2				846	①588		
				②1,166.4								
泡瀬通信施設	①美里②北中城	428.4	10.8	①723.6 799.2	637.2①576				793	561 287		
西原陸軍補助施設	①与那城②勝連	158.4	10.8	①306	244.8				①297		122	99
ホワイト・ビーチ地区	①勝連②与那城	216.	10.8	①306	244.8				①297		145	79
泡瀬倉庫地区	北中城	82.8	10.8		684					195		
久場崎学校地区	中城	216.	14.4	849.6					466	323		
普天間飛行場	宜野湾	460.8	10.8	1,267.2	1,015.2				895	628		
キャンプ・マーシー	宜野湾	460.8	10.8	1,267.2	1,015.2				1,077	760		
キャンプ・ブーン	宜野湾	460.8	10.8	1,267.2	1,015.2				1,090	770		
牧港補給地区	浦添	475.2	14.4	1,404	1,123.2				1,252	885		
牧港住宅地区	那覇	889.2	50.4	2,714.4	2,170.8				2,380	1,699		
ハーバービュー・クラブ	那覇	2,264.4	327.6	5,216.4					3,375	2,687		
那覇港湾施設	那覇	3,618.	46.8	△5,994△5,274					△4,776△3,821	773		
	那覇			△3,834△1,440					△2,866△1,094			
那覇空軍・海軍補助施設	那覇	414.	32.4	1,213.2	968.4				1,094	760		
那覇サイト	那覇	414.	32.4	1,213.2	968.4					760		
知念第一サイト	玉城	64.8	14.4				129.6	97.2			109	79
知念第二サイト	①玉城②知念③佐敷	183.6	14.4	②③259.2			126	86.4	②③181		109	79
新里通信所	①佐敷②大里	68.4	14.4			②133.2	126	①90②93.6			109	85
知念補給地区	①玉城②知念③佐敷	266.4	14.4	②③270①392.4	①313.2	①136.8	①133.2	①100.8	①320		132	92
与座岳航空通信施設	糸満、東風平	147.6	14.4	226.8			126	93.6	238		109	46
与座岳サイト	①具志頭②東風平③糸満	61.2	18.				126	①100.8			109	56
								②③93.6				
与座岳陸軍補助施設	①具志頭②東風平③糸満	158.4	14.4	2226.8		②126	126	100.8			109	46
南部弾薬庫	具志頭	158.4	14.4	237.6			133.2	100.8	224		畑上 119	66
											畑下 95	
陸軍貯油施設	嘉手納、北谷、読谷、浦添、美里、具志川、コザ、宜野湾	460.8	10.8	別	記	参	照		別	記	参	照
鳥島射爆撃場	仲里	14.4						61.2				46
出砂島射爆撃場	渡名喜	93.6	10.8	115.2			64.8	46.8	99		62	19
久米島航空通信施設	①仲里②具志川	64.8	10.8	2136.8		2136.8	297.2	①61.2②82.8	②135		②田 115	46
久米島射爆撃場	仲里	39.6	21,6				86.4	61.2			②畑 109	46
黄尾嶼射爆撃場	尖閣列島(石垣市)											14
宮古航空通信施設	上野(宮古)											29
嘉手納弾薬庫地区		532.8	9.36						409		62	
読谷村		349.2	10.8	線内 1,008	線内806.4			50.4	線内 942	661(線内)	128	56
				線外 532.8	線外424.8				線外 512			
石川市		255.6	10.8	471	374			54	370		102	56
恩納村		158.4	9.3	378	302.4			39.6	181		95	39
美里村		320.4	10.8	723.6	576			57.6	川北 548		川北 138	56
									川南 1,067		川南 472	
コザ市、嘉手納村		532.8	10.8	1,1736	936			57.6	川北 565		川北 175	川北 56
									川南 1,067		川南 472	川南 472
具志川市		316.8	10.8	471.6	374.4			54	419		102	56
陸軍貯油施設				別		記						
具志川市		316.8	10.8	921.6	403.2				565		105	99
美里村		428.4	10.8	723.6	576				661	515		
コザ市		54	14.4		1,180.8					839		
読谷村		349.2	10.8	532	417					396		
嘉手納村		532.8	10.8	1,173.6	936				1,067	839		
北谷村		460.8	10.8	1,267.2	1,015.2				687	538		
宜野湾市		460.8	10.8	1,267.2	1,015.2				1,130	892		
浦添市		475.2	14.4	1,404	1,123				1,252	988		
				自	衛	隊	関	係				
ホワイト・ビーチ地区		216	10.8	306	244.8						145	79
那覇港湾施設		3,618	46.8	△5,994△5,274					297			
				△3,834△1,440					△4,776△4,201	773		
									△3,054△1,143			
那覇空軍・海軍補助施設		414	32.4	1,213.2	968.4				△1,094			
									1,094	760		

どうなる軍用地問題

主要事項の現状

◎沖縄の本土復帰もあと二カ月足らずに迫りました。ここで米軍の沖縄支配は終止符を打ち、私たちは日本の施政権下に返ります。戦後四半世紀にわたる米軍支配がもたらした沖縄のひずみは今後できるだけ早く是正されなければなりませんが、沖縄復帰の具対策は遅々として進みません。軍用地問題についても、ことが複雑多岐にわたる問題だけに地主要求を全面的に勝ちとり解決するまでにはかなりの時間を要しそうです。軍用地地主の本土政府などに対する要求は、多項目に及んでおり、その中のいくつかは、すでに解決しております。しかし、その多くはまだ未解決の状態のままであり、解決の十分な見通しもはっきりしていません。―次に地主、関係者が最も強い関心を寄せているいくつかの問題を取り上げ、検討を加えてみました。◎

復帰後の軍用地問題について対策を協議する土地連役員会

軍用地の地位協定適用
契約拒否は公用地法で収用
地主、財産権で対抗

これまで、米軍が軍用地の使用根拠法としてきた布令第20号（賃借権の取得について）は効力を失ない、今後の米軍基地は日米安保条約と地位協定に基づいて使用されます。沖縄基地（施設、区域）が、返還後どう使用されるかについては基地リスト（本紙 四号参照）に具体的に示されている通りですが、実際の基地提供の手続きは、期間を一カ年とする民法上の「賃貸借契約」に従うことになります。具体的には、琉球政府が地主と賃貸借契約を取り交わし、米軍に転貸している現在の軍用地は復帰後は、政府（防衛施設庁）が個々の地主と契約を結び、米軍に提供し、防衛庁自身も自衛隊基地を新しく確保していくわけです。

しかし、土地は、それぞれの地主の所有権、財産権に属するものであり、土地を施設・基地に提供するか、拒否するかは個々の地主の自由です。土地連組織の中における復帰後の軍用地に対する考え方は①軍用地の継続存在に積極的反発を示さず、賃貸料など地主要求が認められるなら土地の提供を諒承する人たち②軍用地は民生向上や地域開発などのガンであり、軍用地は早急に地元・地主に返還すべきであるとして軍用地の解放を要求しているが、と、同時に解放要求が実現するまでの間は適正な賃貸料を支払えとする層。もう一つは③軍用地は戦争につながるとの立場から米軍はもとより自衛隊基地に反対し土地の提供を拒否するグループに大別されます。土地連が三万八千人の大世帯であり、そこには、保守、革新の別なく、さまざまの思想や政治的立場の人たちが寄り集っている以上、問題のとらえ方、取り組みに相違が出て来るのは当然のことといえます。

しかし、多くの軍用地地主の最大の関心事は、賃貸料など経済的な現実上の問題であり、そうした要求が満たされるなら大多数の地主は契約に応ずるだろう、と土地連では見ています。

軍用地問題に対する地主の考え方は非常に多様化してきているのです。

では、こうした異なった考えを持つ地主たちが迫り来る五月十五日の復帰にどう対処し、それぞれの問題を解決していくか注目されるところですが、とりわけ、反戦平和、沖縄の非軍事化を求めて新しい組織を結成、軍用地の再契約拒否と軍用地の返還を要求している地主の動向が現在大きな焦点となっています。

といいますのは、本土政府は「基地提供は復帰の前提」であるとして、沖縄国会で「土地の強制収用法」を強行成立させ、米軍と自衛隊が使用する基地確保の準備を整えているのです。もちろん、地主の意思を無視して軍用地の使用権が取得できる同法に地主はこぞって反対してきたし、同法の適用をめぐって、今後、新たな土地闘争の起きることも十分予想できるからです。

A表基地の解放で努力
政府が日米交渉に具体案

一月六、七日の両日、米国サンクレメンテで開かれた日米首脳会談で「沖縄基地の整理縮小について日米双方が交渉、努力する」ことに合意しております。これは、佐藤首相が「不要不急の施設・区域は復帰後できるかぎり整理縮小されることが必要である」と説明したのに対し、ニクソン大統領が「安保条約の目的に沿いつつ調整する」と答えたもので、本土政府では、この共同声明をよりどころとして、返還協定の批准書交換（三月十五日）がすみしだい、基地縮小のための本格的日米交渉に取り組む方針といいます。

政府が整理縮小の対象となる施設・区域としてリスト・アップしているのは、全面返還要求が牧港住宅地区（基地リストA表61）、読谷補助飛行場（A表27、中野サイト＝太平洋地域陸軍用犬学校＝を含む）、泡瀬倉庫地区（A表49）、ハーバービュー・クラブなど十八カ所一千八十三万平方メートル（約六百三十一万坪）、一部返還要望が泡瀬ゴルフ場（同ゴルフ場はA表44キャンプ瑞慶覧に含まれている）、ボーロー・ポイント射撃場（A表21）、那覇空軍・海軍補助施設（A表66、この基地は那覇空港とは別扱いのもので総面積は五百五万平方メートルだが、その中百二十一万平方メートルはC表3ですでに返還が決っている）など五施設・区域六百五十万平方メートル（約百九十七万坪）となっており、総計にして二千七百三十三万平方メートル（約八百二十八万坪）二十三施設・区域となっています。

単純に数字上の比較をしますと本土政府の返還要求は、土地連の返還（解放）要求面積三千百七十万平方メートル（九百六十二万坪）にほぼ近いものになっていますが、政府は細かい返還要求施設地域名を明らかにしていませんので政府の要求が土地連の要求を反映させたものになっているかどうか分りません。新聞などマスコミの報道によりますと安波、瀬嵩など市町村長の許可で一時使用させている七訓練場からも政府は返還対象に入れたものがあるとされていますが、土地連は、同地域を「軍用地でない」との立場から返還要求をしていません。また、土地連要求は、返還協定が締結される前にまとめたものであるため、基地リストC表（復帰時までに返還される軍用地）にリスト・アップされている施設・区域のいくつかも解放要求に含めていますが、政府の要求はA表（復帰後も引き続き米軍が使用する土地）に掲示したものだけといわれているのです。ともあれ、政府はこの二十三カ所の施設・区域を当面の返還対象地として日米合同委員会の協議にかけ整理縮小をすすめていく方針です。

しかし、在沖米陸軍基地視察のため、一月十七日来沖したロバート・F・フロールケ米陸軍長官が語ったように米側の沖縄基地整理縮小に対する態度は「世界の情勢が変って、基地の必要がなくなれば、整理縮小ないし撤去されよう」というきわめて消極的なものであり、復帰後直ちに基地の大幅な整理縮小が行なわれると期待することはできず、今後の日米交渉は難航が予想されます。

普天間飛行場跡＝六四年一月十五日に解放された土地ですが、復元補償はいまだになされていない。

復元補償
〃米国責任〃＝見舞金で処理
復帰後の補償＝政府が調査費計上

沖縄県民の対米請求権は、返還協定第四条一項で放棄されましたが、例外として「琉球諸島及び大東諸島の合衆国による施政の期間中に適用されたアメリカ合衆国の法令又はこれらの諸島の現地法令により特に認められる」請求権は存在する（同条二項）とし①一九五〇年七月一日前に形質変更（被害）が加えられ②一九六一年七月一日後に解放されたもの―であれば、米国は土地の復元補償のための「自発的支払」をする。その補償内容は布令六〇号に基づいて支払われたいわゆる講和前補償と比べてバランスを失なわないよう処理されることになっています（同条三項）。そして、これらの〃請求権〃を処理するため、米国の職員が償かれることになっています。

「現地法令」に当るものは、布令二〇号（賃借権の取得について）や布令一六四号（米合衆国土地収用令）などで、「自発的支払」とは、米国の恩恵的措置としての「見舞金」の支払いという意味です。つまり、沖縄県民・地主の請求権を法律上の権利として認めるというのではなく、どこまでも〃恩恵〃として処理しようというわけです。

ところで、土地連が要求している土地の復元補償費は金額にして一千百三十二万九千ドル（被害面積三百九万八千余坪）＝七一年十月二十一日現在＝ですが、一月二十四日発表された米国の七三年度予算教書の中に沖縄軍用地の復元補償費は独立した支出項目として見当らない、との報道もあり、関係者を心配させています。これについて駐米日本大使館は「独立した項目にはないが支出項目の中に計上されていることは間違いないと思う」と説明しているようですが、はっきりしたことはわかっていないのが実状です。

米国が沖縄の軍用地地主や権利者に支払う復元補償費（一九五〇年七月一日前に損害を受けたもので、一九六一年六月三十日後から返還協定の効力の発生する五月十五日＝返還日＝までに解放されるものが対象）に対する取り扱いは右に見た通りですが、本土政府の責任で処理される復帰後の解放軍用地に対する復元補償については四十七年度予算に調査費百八十万円が計上されているといいます。

宜野湾の訴願は継続

土地連の復元補償研究委員会は昨年四月二十六日付けで、米民政府土地裁判所所長に提起してある「宜野湾市の復元補償訴願」について、同訴願を取り下げるかどうか協議していましたが、このほど「続ける」ことを決めました。

しかし、訴願を継続して、復帰後に同訴願が棄却された場合、返還協定四条三項による取り扱いの対象となるかについては疑義が残されていますが、琉球政府法務局は「協定四条三項による自然的支払いの対象になる」との解釈を示しています。

非細分土地賃貸料
当分の間は支払う？

市町村が管理し、地料を受けている非細分土地についての復帰後の具体的取り扱いは、まだ明確にされていません。昭和四十七年度予算では八億四千五百万円（純賃貸料三億三千四百万円、調整費五億一千百万円）が計上されていますが、非細分土地地料の予算化は、暫定的なものといわれております。

本土政府が、非細分土地の制度を認めない最大の理由は「本土にない制度であり、また早急になくしてしまうべきもの」としているようで、四十七年度予算への計上でも大蔵省はいやいやながら認めたといわれます。

本土政府がいうように、同制度は、沖縄の軍用地にだけしか見られない特殊な土地であり、土地調査で地籍が確定すれば、消えてなくなるものです。しかし、現実は、地籍調査も行なわれず、非細分土地　はちゃんと存在するものなのです。市町村・土地連が要望しているのは、この調査が実施され、地籍確定するまでの間、現行制度の存続を保障してほしい、と要求しているのです。

〃黙認耕作地は二重所得〃
政府、復帰後の存続しぶる

黙認耕作地制度も沖縄だけに見られる軍用地の一つです。本土政府は、この制度も「地料プラス耕作収益」の二重所得と決めつけ、できるだけ早くなくしてしまいたい方針のようです。

つまり、復帰後しばらくの期間は、普通の軍用地同様地料の支払いをするが、その後は農耕収入を最高九〇％まで地料から差し引く本土の制度を適用する。というのです。

こうした本土政府の考えに対し関係地主は、沖縄では黙認耕作地の農耕者が必ずしも地主ではないなどの理由から本土の制度を右から左へ一方的に適用しようとするのは沖縄の事情を理解していないことからくるものだ、としており、引き続き現行制度の継続措置を要求していく構えです。

地主会費で組織を運営しよう

土地連が復帰後の財政で計画

負担額は地料の0.2％程度か

「土地連合会が一九五三年の結成以来、地主の団結により諸々の軍用地問題の解決に努力するとともに、地料の一括払いの中止を実現させたことは、沖縄の戦後史の中でも特筆されるべき一大偉業であった」（屋良朝苗行政主席）、「会員相互の結束を強め、軍用地賃貸料の適正化、復元補償、軍用地接収に伴なう損失補償等問題の解決に積極的に取り組むとともに住民福祉の向上を図りこれまでの実績の上にさらに沖縄問題解決の推進力となるよう期待する」（大浜信泉南方同胞援護会長）。七〇年十月の本紙創刊に際して、両氏から土地連に寄せられた励ましのことばです。

一九五三年六月十六日「軍用地主の財産権と生活を守る」ことをスローガンに土地連が組織結成してから今年は十九年目になります。それは長い困難の道程でした。その間、土地連は全地主・住民の結束の下に▼土地の新規接収反対、▼土地の買い上げ又は永久使用につながる地料の一括払い反対▼土地使用料の適正支払いの要求▼軍用地接収に伴なう損失補償—などをかちとるためのいわゆる「島ぐるみ土地闘争」を米軍の激しい弾圧の中でたたかってきました。

軍用地地主・住民のねばり強い土地闘争が米国に沖縄現地における琉米合同の「土地問題折衝正式会議」を開くことに合意させる力になるわけです。現地会議は米軍の占領行政下における協議、折衝であったため、自ずから折衝や要求に限界ができて、妥結した諸々の軍用地問題の内容は地主を十分に納得させるものではなかったのですが、土地闘争の一つの大きな成果でした。

以後、沖縄の軍用地問題は、原則としてすべて同現地会議の合意事項に基づいて処理されることになり、現在に至っている　わけです。

ともあれ、軍用地問題が今日なりの成果を収め得たのは、地主相互の結束はもとより、琉球政府や関係市町村それに南方同胞援護会などの物心両面にわたる援助によるところ大きなものがあります。

自己財源を持たなかった土地連では、組織運営の柱である資金、財源を他の援助だけに頼ってきたわけです。資金援助は、非常にありがたいことですが、しかし、いつまでもすがっていられるものではありません。土地連は、いま自己財源の確立を迫まられています。

土地連の貴重な財源である琉球政府補助金（七一年度は千二百九十三ドル）、南方同胞援護会助成金（五百五十ドル＝二十万円相当額）は、両機関が復帰により消滅するため、援助もストップしますし、一九六九年、講和発効前損失補償獲得期成会から配分のあった基金六万七千ドルも昨年度ですでに支出してしまいましたので、七二年度から銀行借入れでやりくりしているのが実情なのです。

土地連組織が、軍用地地主の財産権と生活権を守り、地主要求を克ち取っていくために継続して設置する必要があるなら、ここで、抜本的な財政建て直しをしなければなりません。

土地連執行部は、この問題について具体的な話し合いを進めておりませんが「地主の会費分担制」を採用することではぼ意見の一致をみています。

土地連は地主の財産や生活を守る地主がつくる地主のための団体だから、その運営費は地　主　の負担によるべきだという意見は、土地連の発足当時から出されていました。しかし、「少ない地料から会費を募るのも酷で、とうとう実施できなかった」（桑江前土地連会長）ため、いつまでも財源を外部にだけ依存する形になったわけです。だが、琉球政府補助金や南援助成金が得られるのは今度限りで打ち切られてしまうのですから、土地連としてはこれに代る対処策として地主の会費負担の協力を待つよりほかないのです。地主の負担率をどの程度にするのが妥当かについては各市町村・地主会の意向を聞いた上で、近く土地連役員会、総会で決められましょうが、地主の負担が過重にならない範囲で負担率を決める方針です。

はっきりしたことはいえませんが、地主の負担率をどの程度にすれば土地連財政がまかなえるか単純な計算を試みてみると次のようになります。

土地連の予算額を五万ドル前後（七二年度予算額は五万五千三百四十ドル）とし、復帰後の軍用地賃貸料約を五千九百七十二万ドル（二百十五億円）としますと、その〇・一％で五万九千ドル余になり、土地連財政をまかなうことができることになります。〇・一％の負担率というのは百ドルの地料をもらう地主が十セント、千ドルの地料の地主が一ドルの負担ということになるわけです。

私たちは「復帰後の軍用地問題はこう解決されるべきだ」とする地主の基本要求を十七項目にまとめ、琉日米政府に対処策を訴えておりますが「復帰後の　賃貸料」「未払い軍用地料」などいくつかの事項については、要求がほぼ全面的に解決され或いは解決の方向にあり　ますが「軍用地の解放」「復元補償」など多くの問題は未解決のまま復帰後に持ち越されることになりました。

これら未決問題の解決、処理についての折衝は、今後本土政府が相手となる　場合が　ほとんどですが、　相手が自国の　政府だからといって事がうまく運ぶと考えるわけにはいきません。これは、本土政府が米軍基地、自衛隊基地確保のため、地主・住民意思によらずとも土地の使用ができる本土にない強制土地収用法を立法化、契約反対地主に備えていることも地主要求が認められない証査の一つとしてあげることができます。

しかし、私たちが示した十七項目の事項は、基本的な最低限度の要求であり、地主の権利を侵害し不利益を与える政府施策には反対せざるを得ません。

いずれにしても、軍用地地主の財産権擁護など軍用地をめぐる諸権利を守るたたかいは、たたかいの相手こそ〃本土政府〃にかわるが、本土政府の沖縄軍用地政策が米軍基地機能の維持と自衛隊配備のための基地建設にあってみれば地主・住民との関係は、米軍事支配下におけると同様な実態を持つことにもなります。

としますと、軍用地問題は、五月十五日の復帰でピリオドを打つのではなく、これから、また始まる問題といえます。であれば、私たち自身の手でよりいっそう土地連組織の強化を図り、今後に備えなければなりません。それにしても、組織の健全運営の前提は財源の確保です。財源は地主会費でまかなうのが自然であり、最善と思います。

土　地　連　の　財　源

（単位ドル）

財　源　別	72年度予算額	71年度予算額	比較増△減
市町村会費	6,043.00	6,204.00	△　161.00
琉球政府補助金	5,000.00	1,293.00	3,707.00
南方同胞援護会助成金	555.00	555.00	—
寄付金	1.00	1.00	—
雑収入	1,000.00	4,030.00	△　3,030.00
退職給与繰入金	1.00	1.00	—
繰越金	3,200.00	943.00	2,257.00
財産収入	6,840.00	6,840.00	—
繰入金	17,200.00	23,000.00	△　5,800.00
借入金	15,500.00	0	15,500.00
歳入合計	55,340.00	42,867.00	12,473.00

土地連財政の実情—現在各軍用地市町村が負担している市町村会費は地主会費制ができた後には廃止する方針です。

滅失地調査まとまる

北谷など10市村に21万坪

土地連が補償要求へ

戦後の米軍基地建設工事や管理のまずさから海、川などに没してしまっている滅失地（海没地）の実態調査が二月一日にまとまりました。これは土地連が市町村の協力を得て、はじめて、その実態を明らかにしたものです。調査結果によりますと現在、軍用地内にある滅失地は、三十七軍用地市町村（土地連加入）の中、十もの市町村にあり、総面積にして二十一万四百三十六坪にのぼって　おります。

市町村別に見ますと、一番多いのは北谷の四万五千坪、次いで北中城村の四万坪、嘉手納村の三万五千坪、美里村の二万四千坪、読谷村の二万三千坪—となっています。

滅失の原因は、港湾建設工事、土砂採取など米軍基地建設のため生じたもの、それに米軍の軍用土地の管理のずさんさが最も大きな理由となっています。

滅失地は、海や川に沈んでしまっている土地でありますから、もちろん実体・形はありません。しかし、同地は、ちゃんと土地台帳に記載され、公図（政府の認定した地図）にのっている土地でありますから、軍用地賃貸料も他の土地同様支払われています。

関係地主が、心配しているのは復帰後も滅失地が「土地」として認められ、賃貸借契約の対象となるか、ということです。といいますのは、沖縄返還協定の付属文書として調印された「海没地の問題に関する交換公文」で、海没地は米国が沖縄において埋め立てた土地（現に使用中のもの）を必要な限度において処分することにより那覇軍港内の海没土地を補償する—ことをうたっています。しかしこの補償約束は那覇軍港だけに限ったものになっているからです。

本土政府では、米軍によって滅失したというちゃんとした根拠があれば、那覇軍港内海没地の補償とバランスを失なわないよう国内問題として補償措置を行なう方針といわれますが、まだ、はっきりしていないのが、現状です。

市町村別滅失地は次の通りです（①地主数②面積「坪」③施設名④滅失理由）

国頭村＝①五②八千六百③奥間レストセンター、VOA通信施設④土地管理の怠慢、土砂採取

名護市＝①五②二百七十四③一号線道路（道路沿いの土地）④一号線道路工事

金武村＝①七②六百八十一③ギンバル訓練場④土地管理の怠慢

美里村＝①三十六②二万四千四百七十六③泡瀬通信施設④同上

読谷村＝①百二十②三万九千三百九十③ボーローポイント射撃場、トリイ通信施設、比謝川ダム、一号線道路④土砂採取、港湾建設工事

嘉手納村＝①三十八②三万五千九百二十一③陸軍貯油施設④土砂採取

北谷村＝①百十二②四万五千四百四十四③キャンプ・ズケラン、陸軍貯油施設④土砂採取、土地管理の怠慢

北中城村＝①百四十四②四万三百四③泡瀬通信施設④同上

浦添市＝①二十八②四千四百八十三③牧港補給地区④土地管理の怠慢

那覇市＝①九十一②一万八百六十五③那覇軍港施設④那覇軍港拡張工事

北谷村桑江一帯の海設地＝ここは戦前部落のあったところですが、米軍の接収後海に沈んでしまった。

対米請求権放棄に伴う国の補償に関する法律案要綱

日本社会党は、このほど「対米請求権放棄に伴なう国の補償に関する法律案要綱」をまとめ、三月十六日に発表しました。これは、沖縄返還協定の対米請求権放棄により沖縄県民が受ける損失を国内的な法律措置で救済しようと作成したものです。同党は、この法案を公明、民社、共産の各野党との間で調整したうえ、今国会に共同提案し、成立させたい考えです。法律案要綱は次の通りです。

一、目的

この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（以下「協定」という）第四条第一項により、日本国民の請求権が日米国によって放棄されたことに鑑み、国は、日本国憲法第二十九条第三項の理念に基づき当該請求権に係る損失について補償すること等を目的とすること。

二、国の補償義務

国は、協定第四条第一項の規定に基づき日本国民の請求権を放棄したことにより、当該日本国民に生ずることになった損失について補償するものとすること。

三、補償の内容

補償は、正当なものでなければならないものとすること。

四、補償の請求

補償を受けようとする者が対米請求権処理地方委員会に補償の申し立てを行なうものとし、対米請求権処理地方委員会の決定に不服のあるものは対米請求権審査会に審査請求することができるものとすること。

五、補償の処理

補償の申し立てまたは審査請求については、迅速かつ簡易を旨として処理しなければならないものとすること。補償の申し立てまたは審査請求において当該損失の原因となる事実の立証については説明をもって足りるものとすること。

六、補償の決定機関

補償の申し立てにつき審査決定させるため、内閣総理大臣の管理の下に、地方委員会を置く。

地方委員会は那覇に置き、地方委員会の委員は、九名とし、内閣総理大臣が任命する。ただし、委員のうち五名は沖縄県知事の推せんする者のうちから任命する。

地方委員会に事務局を置く。

七、補償決定に対する審査期間

地方委員会の決定につき、行政不服審査法の定めるところによる審査を行ない、裁決をさせるために、内閣総理大臣の所轄の下に中央審査会を置く

中央審査会の委員は五名とし、内閣総理大臣が任命する。

内閣総理大臣は、補償についての地方委員会の決定が違法または不当であると認めるときは、その決定の日から十四日を経過するまでの間に事案を中央委員会の審査に付することができる。

地方委員会の決定に対する審査請求は、その決定があった日から、日を経過するまでの間に行なうことができる。

八、補償申し立ての期間

補償の申し立ては、協定の効力発生の日から五年間に限って行なうことができるものとすること。

九、見舞い金の支給

国は、次に掲げる場合には、見舞い金を支給することができるものとすること。

①補償の申し立ては理由がないと認める場合であっても、事情により見舞い金を支給することを相当と認めるとき。

②協定発効の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国軍隊もしくは当局の存在、職務の遂行もしくは行動またはこれらの諸島に影響を及ぼしたアメリカ合衆国の軍隊もしくは当局の存在、職務の遂行もしくは行動から生じた沖縄県民の損害のうちこの法律により補償されるべきこととなったもの及び前号により見舞い金を支給されるべきこととなったもの以外のもので従前の見舞い金補償金等によってもなお、その損害が償われないと認めるとき。

見舞い金の支給は、支給の申し立てをまって地方委員会が行なうものとすること。

見舞い金の支給について地方委員会の決定に不服がある者は中央審査会に審査請求することができるものとすること。

十、訴訟

補償の申し立てについての地方委員会の決定または中央審査会議決に不服があるものは、行政事件訴訟法の規定に基づき訴訟を提起することができるものとすること。